

南極の野生動物を守りましょう

国家機関からの許可無く南極の野生動物の捕獲、もしくは危害を加えることは禁止されております。

- * 飛行機、船舶、小型船舶、またその他の移動手段で陸上及び海上で野生動物の邪魔となるような行動は取ってはいけません。
- * 鳥類やアザラシに餌を与えたり触ったり、また彼らの言動に変化を与えるような近づき方や写真撮影は行ってはいけません。また繁殖時、羽が抜け変わる時期には特に注意が必要です。
- * 植物を傷つけてはいけません。例えば歩いている時、運転している時、また上陸時にコケの生えた場所を傷つけてはいけません。
- * 銃火器類や爆発物を使用してはいけません。野生動物が驚かないように音は最小限に抑えましょう。
- * 南極に本来生息していない外来の動植物（鉢植え・ペットの犬猫・家庭菜園）を持ち込んではいけません。



保護地区に関して

科学的、歴史的に貴重であり、特殊な環境形態を持つ南極を保護するために、南極では様々な地区が特別の保護を受けています。そのため、一部の地域では国家機関の許可がない場合には立ち入りを禁止しています。また、記念建造物や一部の地域には非常に厳しい規制が定められています。

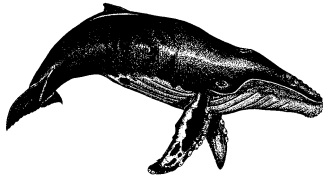
- * 特別な保護指定や制限が出されている地域を予め知っておき、その近辺への入出場や行える事に注意下さい。
- * 適用されている制限に注意してください。
- * 歴史的価値のある場所を傷つけたり、持ち帰ったり、破壊してはいけません。



科学調査への協力

科学調査の邪魔をしたり、その施設や設備に立ち入ったり触れたりしないでください。

- * 科学調査やその施設を訪問するときは必ず事前に許可を取り、訪問の24-72 時間前に再度確認を取ってください。また、訪問時には規則に従ってください。
- * 調査の設備や目印などに触れたり、移動したりしないでください。また、実験や調査、その備品に近づくこともしないでください。



安全面

南極圏の天候条件は非常に厳しく、頻繁に変化しますので、その条件に適用できる備品、服装をご用意ください。南極圏では予期できぬことも起こりうるため、非常に危険な状況に置かれる可能性があります。

- * 自分の能力の限界や南極圏の危険性を認識し、状況に合った行動を取ること。常に安全性を考慮して計画を立てること。
- * 陸において、また海においても、野生の動物からは一定の距離を置いて行動してください。
- * リーダーからの注意や指示はメモを取り、必ず従ってください。そして、自分のグループからは決して離れず行動してください。
- * 適切な備品、または経験がない場合には、絶対に氷河や雪原を歩かないでください。クレバス（氷河の深い割れ目）に落ちる危険性があります。
- * 南極圏では常に救急隊が救助に来るとは限りません。しっかりとした行動計画、備品、経験のあるスタッフがいることが一番の安全対策になります。
- * 緊急時を除いて緊急避難場所にはむやみに立ち入らないでください。緊急避難場所に設置されている道具類・食事類を利用した場合は必ず緊急事態が終了した時点で近辺の基地、もしくは国家施設に連絡して下さい。
- * 喫煙制限は特に建物周辺では必ず守ってください。また火災の恐れのある行動には細心の注意を払ってください。南極という非常に乾燥した地域では常に火災に対して細心の注意が必要です。

本来の南極を守りましょう

南極は比較的本来の姿を留めており、また地球上で最大の野生動物が生息している大地です。未だに大規模な人間による危害を加えられていません。その状態を守りましょう。

- * 陸にゴミは捨てないで下さい。火を灯すことは禁止されています。
- * 池や水路を邪魔したり汚さないで下さい。洋上で不用となった物は適切な処理をされなくてはなりません。
- * 建物・岩などに落書きをしたり削ったりしてはいけません。
- * 記念として石・骨・卵・化石・建物の一部等の生物学的・地理学的な標本、もしくは人口の物を持ち出ししてはいけません。
- * 建物や緊急避難所を汚したり壊したりしてはいけません。それは使用されている有無に関わらず、放置されている建物であっても同様です。



Office of the Secretariat
 11 S. Angell St., Box 302
 Providence, RI 02906
 Tel: 401-272-2152
 Fax: 401-272-2154
 E-mail: iaato@iaato.org
 www.iaato.org

Updated: September 2008

南極を訪れる人々へのガイダンス

RECOMMENDATION XVIII-1、1994年に京都で開かれた南極条約会議にて採用

南極での活動内容は1959年に締結された南極条約、及び付随する合意の元で管理され、それらを総じて南極条約システムと呼ぶ。この条約によって南極という地は平和と科学の地とします。

1991年に南極条約協議団は環境保護を目的とした新たな議定書を採択しました。これによって南極は自然保護区に指定されました。この議定書は環境への原理原則、手順と義務を指定することで南極及び依存もしくは関連するエコシステムの包括的な自然保護を目的としています。

協議団はまた、軍事利用の可能な限り法律に基づいた凍結を行うこと、また議定書の内容への対策も取る事を合意しました。

この環境議定書は南極条約エリア内における観光・非政府活動・政府活動全てに該当します。

こういった活動が南極の自然に悪影響を与えないこと、また科学的価値や美しさを保つ事を目的としています。

この南極を訪れる人々へのガイダンスは、環境議定書の内容を訪れる人々全員が必要な知識を持ち、またそれに合わせた行動を取れる事を目的としています。訪問される方々は当然ながら南極での行動に対する国家法律・制約に該当し、遵守する必要があります。